

〈研究ノート〉

# 現代ノルウェー教育制度の国民的背景 (1)

北川 邦一

## National Background of Modern Educational System of Norway

KITAGAWA Kunikazu

現代ノルウェーの初等中等教育については、既にいくつか発表してきた。本稿は、現時点でその教育制度の最要点を確認した上で、その制度を形成してきた要因の解明を目指すノートである（注1）。

### (一) 現代ノルウェー教育制度とその政治的背景

#### (1) 現代ノルウェー教育制度の特徴

——すべての人への教育を受ける権利の平等な保障——

旧・ノルウェー教会教育研究省 Kirke-, utdannings- og forskningsdepartementet (KUF) が作成した報告書「1991年から2000年に至る教育の発展——概観」の冒頭部分では、次のように述べられている（注2）。

「今日のノルウェー教育政策の基本原則と優先事項は、次のとおりである。

- ・全住民への高度な水準の一般教育
- ・教育を受ける機会についての全ての人に対する平等な機会
- ・教育行政の分権化
- ・労働市場の長期的及び短期的な資格要求への対応
- ・後の段階及び労働における継続教育に専門化を残した、広く一般的な初期教育の重視
- ・『揺りかごから墓場まで』に基づく生涯学習
- ・レベル及び課程の間での移行が容易な総合的教育制度

これらの優先事項は、すべての人に利用できるよう用意された高い質の教育及び訓練なしには達成され得ない。すべての人のための教育はノルウェー教育政策の基本的指針である。教育の提供に関する平等の原則は、ノルウェーにおける長い伝統を有している。20世紀最後の10年間の政府の全般的目標は、性並びに社会的地理的及び文化的背景に関わりなく全ての人に教育を受ける平等な権利を保障することであった。」

この報告書は、KUFが2001年に作成したものであるが、その後2002年1月に省庁再編がありKUFの教育行政権限は教育研究省Utdanning-og Forskningsdepartementet (UFD)に移管された。また1990年代の教育政策の展開は、労働党政権の下で同党の教会教育研究大臣ハーネスGudmund Hernesの主導の下でのReform 94、Reform 97によるところが大きかったが、2001年9月の国会議員選挙の結果、政権はそれまでの労働党から現在の中道・右派の連立政権へと移行し、首相はキリスト教民主党的のボンデヴィックKjell Magne Bondevik、教育研究大臣は保守党HøyreのクレメKristin Clemetとなった。しかし、上記報告書は2003年11月現在、UFDのインターネット・ホームページ(HP)に掲示され続けている。

これらのことを考えると、上記の「教育政策の基本原則と優先事項」は、全政党政派の合意とまでは断言できないとしても時々の政権政派を超えた国民的広がりをもつ合意の上に成立しており、かつ1990年頃から2003年11月現在に架けて継続されているという点において、現代ノルウェー教育制度の基本を形成していると言うことができよう。そして、その最大の特徴は、「すべての人への教育を受ける権利の平等な保障」であると言い得る。

## (2) 初等・中等教育の特色

上述の基本原則と優先事項を受けた2004年2月現在のノルウェーの初等中等教育制度は、1998年7月12日に公布された「基礎学校及び後期中等教育に関する法律」(以下、略称「教育法」を用いる。)(注3)によって統一的に定められている。

その具体的な特色を重要度を考慮していくつか挙げると、次のとおりである(注4)。

①教育法という法律で「教育の目的」を定め(§1-2)、その内容として、1)10年制義務教育では、生徒の「キリスト教的倫理的成育」「精神的身体的発達」「良好な一般的知識の付与」「家庭と社会における有益で独立した人間への育成」、2)後期中等教育では、生徒の「仕事と社会生活に必要な技能と理解と責任の発達」「個人的な発達」「基本的なキリスト教的人間の価値についての自覚と理解」、教育による「国の文化遺産」「民主主義の理念」「科学的思考方法及び労働方法の増大」への貢献、3)基礎学校教育及び後期中等教育を通じて、教育による「人間の平等」、「精神の自由と寛容」、「環境生態学(エコロジー)的理解」及び「国際的協同責任」の促進、並びに、「より広い教育及び学習の基礎の提供」、「共通の知識、文化及び基本的価値の基礎」及び「人々の高い水準の能力」の維持を目的と

している（注5）。

②基礎学校における10年制の完全無償義務教育を保障しているとともに、それを修了した希望者全員に3年間、障害者には5年間の無償の後期中等教育を受ける権利を保障している（注6）。

③公用ノルウェー語にボークモルbokmålとニューノシュクnynorskという二つの言語形態målformerがあるのがノルウェーの特徴であるが、これに関して教育法では、「コムーネは、どちらの言語形態が個別の学校における主言語形態であるかに関する規則を定める。主言語形態は、筆記教育と筆記学習で用いられなければならない。第8学年以上では、生徒は自分が望む筆記言語形態を使うことができる」と定めている（§2-5）。

④教育法の教育目的としてのキリスト教的倫理・価値の重視は、義務教育で「キリスト教宗教道徳」科目を設け、キリスト教、宗教及び道徳についての知識の教育を必修科目にすることとして具体化している（同法§2-4）（注7）。また、高等学校第1学年の「基礎課程」の学科15種類のうち、大学等の高等教育機関への進学資格を取得する「一般経済管理」「音楽舞踊演劇」「体育」の3学科においては、週当たり概ね3時限・通年の「宗教・倫理」科目を共通一般必修科目としている（注8）。宗教関係両科目の内容は、他宗教や非宗教的立場に配慮しながらも、キリスト教、特に福音ルーテル教に特別の重点を置いている。

### （3）第二次大戦後の教育政策進展の概要

#### ——一つの概説——

ノルウェーの教育の現状には、当然ながら政党政治が大きな影響を与えてきたが、第二次大戦後の諸政党の教育政策の展開に関して、テレホグとボルクマーは、その概要を次のように説いている（注9）。

①第二次大戦後の全時期を通じて、ノルウェーの全政党が教育への「平等な機会」、「平等なアクセス」、「平等な期間」を政策要綱に書き記してきた。

②特に戦後から今日に至る過半の期間を政権に与ってきた労働党は、戦後直後の政権担当時期、アメリカ進歩主義教育の理念を取り入れ社会的不平等の解消と内面的アイデンティティの発展による個人の解放とを目指して、1950-70年代、極力、能力別教育制度編製の廃止に努めてきた。

③1980年代、90年代を通じて社会民主主義的進歩主義の一方的影響力は弱まり、左派・中道の教育政策同盟が、商業と産業の要求に応える知識・技術の教育を重視し、ある程度の教育の多様性と選択の機会、自由の拡大を制度化しつつ平等と教育を受ける機会の拡大、参加を重視するという点で教育への国家関与を拡大する方向に重点が移行してきている。

#### (4) 第二次大戦後ノルウェーの憲法と国会勢力・政権

##### ——社会民主主義・労働党の強い影響——

①現在のノルウェーの国家制度の基本は、1814年に定められた憲法（注10）に基づいている。同法は、全5章112ヶ条で構成されており、近代的な議会制度、人権条項とともに、政治形態は「制限世襲君主制」とする、「福音的ルーテル教は、この国の公的宗教であり続ける」*Den evangelisk-luthersk Religion forbliver Statens offentlige Religion.*（第2条）などという規定も有している。同国の政治実態と照応させてのこの憲法の評価は大問題であり筆者には至難の課題である。ここでは、吉川智氏訳から最小限の抄を記しておく（注11）。

### ノルウェー王国憲法・抄

#### A章 政治形態及び宗教

第1条 ノルウェー王国は、自由・独立・不可分且つ不可譲の王国である。その政治形態は、制限世襲君主制である。

第2条 王国のすべての住民が、自己の宗教について、これを自由に信仰する権利を有する。福音的ルーテル派キリスト教が引き続き国の公教である。この宗教を信仰する住民は、同じくこの宗教でその児童を教育する義務を有する。

#### B章 行政権、国王及び王室

第3条 行政権は、国王に属する。

第12条 国王は、親ら投票権を有するノルウェー国民の政府を選任する。政府は、1人の内閣総理大臣及び少なくともその他7人の閣僚でこれを組織する。

政府閣僚の半数以上は、国の公教を信仰していなければならない。

[第3項、略。以下、省略は引用者。]

第16条 国王は、すべての公会堂及び教会礼拝式並びに宗教的事項に関するすべての集会及び会合に対して命令を発すると共に、宗教にたずさわる公の教師がそのために定められた規則に従うことを確実にする。

#### C章 公民権及び立法権

第49条 国民は、国会を通じて立法権を行使し、且つ国会は、上院と下院の2部から成る。

第50条 選挙権を有する者は、遅くとも選挙が行なわれる年に、18歳に達している男女ノルウェー国民である。

[第2項、第3項は省略]

第73条 国会は、その国会議員の中から4分の1を指名して、上院を構成し、残り4分の3が下院を構成する。右指名は、新たな総選挙後に集会する第1回目の通常国会でこ

れを行ない、その後、上院は、右の選挙後に集会するすべての国会会期間変更されることはない。但し、上院の議員中に生じる欠員を特別の指名によりこれを補充する場合は、これを除外する。

各院は、各別に集会し、且つそれぞれの議長及び書記を指名する。何れの院も、少なくともその議員の過半数が出席しない場合には、会議を開くことができない。但し、憲法の改正に関する法案は、少なくとも国会議員の3分の2の出席がなければ、これを審議することができない。

第75条 次の事項は、国会に属する。

a 法律を制定し且つ廃止すること。租税賦課金・関税及びその他公課を課すこと。[以下及びb～1の各号省略]

第76条 すべての法案は、下院議員の1人により、又は政府閣僚を通じて政府により、先ず下院に提出される。法案が可決され、上院に送付されると、上院ではこの法案の承認又は拒否が行なわれる。そして後者の場合には、その法案には、評註が付されて、下院に戻される。これらの評註には、下院により考慮が行なわれ、且つ下院がこの法案を廃案とするか、又は修正を付してか若しくは付さないままで、この法案を上院に再度送付する。

下院からの法案が、2度上院に提出され、且つ2度拒否されて戻される場合、国会は、合同会議を開き、且つその法案は、投票の3分の2の多数でこれを決定する。右2回の審議の間には、少なくとも3日の間隔を置かなければならない。

**D章 司法権** [全面的に省略]

**E章 通則** [省略。第95～106条に自由・平等を主とする人権規定がある。]

②上記のような憲法の下で、ノルウェーの国会Stortingetの議員の定数は2003年現在165で任期は4年、その中で1/4が上院Lagtingに選ばれ、残り3/4が下院Odelstingを形成する。法案は、つねに下院に提出され、上院は「チェック」機関として機能する。(注12)

この議会制の下で、第二次大戦後の国会の議席は表1、内閣は表2のとおりである。

③この2表に見られるとおり、第二次大戦後から2003年9月の国政選挙に至る時期を通じて労働党Aが常に最大議席政党であり、この時期の過半の期間、政権に与ってきた。同党がこの国のあり方に大きな影響を及ぼしてきたことは否定し難い。

同時に、近年の国政選挙においては、労働党の影響力・得票・議席の漸減、左派社会党と進歩党の前進という傾向が見られ、2001年9月の国政選挙後の国会議席165の配分は、労働党43、保守党38、進歩党26、左派社会党SV23、キリスト教民主党22、中央党10、自由党2、沿岸党1であった。政権は中道左派V、中道KrFと右派Hの3党連立内閣となっている。経済の規制緩和・グローバル化等を主張している最右派の進歩党Frpは閣外にある。

表1 第二次大戦後のノルウェー国会の各選挙年による議席配分

Party	1945	49	53	57	61	65	69	73	77	81	85	89	93	97	2001	政党
Total	150	150	150	150	150	150	150	155	155	155	157	165	165	165	165	
A	76	85	77	78	74	68	74	62	76	66	71	63	67	65	43	労働党
H	25	23	27	29	29	31	29	29	41	53	50	37	28	23	38	保守党
KrF	8	9	14	12	15	13	14	20	22	15	16	14	13	25	22	キリスト教民主党
Sp	10	12	14	15	16	18	20	21	12	11	12	11	32	11	10	中央党
SV	-	-	-	-	2	2	-	16	2	4	6	17	13	9	23	左派社会党
V	20	21	15	15	14	18	13	2	2	-	-	-	1	6	2	自由党
Frp	-	-	-	-	-	-	-	4	-	4	2	22	10	25	26	進歩党
DLF	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	自由国民党
RV	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	赤色選挙同盟
Km	11	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	共産党
Other	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	その他

資料源：2001年11月2日版 © Statistisk sentralbyrå, Stortingsvalet 2001. Valde representantar etter parti/valliste og kjønn. Stortingsvala 1945-2001. (Rettet 8. november 2001), <http://www.ssb.no/emner/00/01/10/stortingsvalg/arkiv/tab-2001-11-02-06.html>

なお、政党名の略記は下記による。また邦訳名は概ね在日ノルウェー大使館使用例による。

- Det norske Arbeiderparti (A)
- Høyre (H)
- Kristeleg Folkeparti (KrF)
- Senterpartiet (Sp)
- Sosialistisk Venstreparti (SV)
- Venstre (V)
- Framstegspartiet (Frp)
- Det Liberale Folkepartiet (DLF)
- Raud Valallianse (RV)
- Noregs Kommunistiske Parti (Km)

表2 第二次大戦後ノルウェー歴代内閣

就任年月日	首相	政権与党
(ロンドン亡命政権)	ニューゴーシュヴォル Johan Nygaardsvold	(挙国一致内閣)
1945年6月25日	ゲルハルトセン Einar Gerhardsen	(挙国一致内閣)
1945年11月5日	ゲルハルトセン Einar Gerhardsen	A
1951年11月19日	トルブ Oscar Torp	A
1955年1月22日	ゲルハルトセン Einar Gerhardsen	A
1963年8月28日	リング John Lyng	V、SP、KrF、H
1963年9月25日	ゲルハルトセン Einar Gerhardsen	A
1965年10月12日	ボルテン Per Borten	VSPKrFH
1971年3月17日	ブラッテリ Trygve Bratteli	A
1972年10月18日	コルヴァル Lars Korvald	V、SP、KrF
1973年10月16日	ブラッテリ Trygve Bratteli	A
1976年1月15日	ノーリ Odvar Nordli	A
1981年2月4日	ブルントラント Gro Harlem Brundtland	A
1981年10月14日	ヴィロック Kare Willoch	H
1983年6月8日	ヴィロック Kare Willoch	H、SP、KrF
1986年5月9日	ブルントラント Gro Harlem Brundtland	A
1989年10月16日	シーセ Jan P. Syse	SP、KrF、H
1990年11月3日	ブルントラント Gro Harlem Brundtland	A
1996年10月25日	ヤーグラン Thorbjorn Jagland	A
1997年10月17日	ボンデヴィーク Kjell Magne Bondevik	V、SP、KrF
2000年3月17日	ストーテンバーグ Jens Stoltenberg	A
2001年10月19日	ボンデヴィーク Kjell Magne Bondevik	KrF、H、V

資料源：<http://odin.dep.no/smk/norsk/regjeringen/p10000969/index-b-n-a.html> (2003年11月21日)

なお、2003年9月に行われた一斉地方選挙の結果も、多少の地域差はあるものの、Aの漸減、SVとFrpの前進という傾向は、近年の国政選挙と同様である（注13）。

## （二） 北欧の一国としてのノルウェーの成り立ち

①ノルウェーは、北東から南西に向かって伸びるスカンジナビア半島の北西半分に位置する国土約38万5000㎡、人口約450万人（2002年現在）の国である。半島南東のスウェーデンと隣接し、北部はフィンランド、ロシアと国境を接している。国土の北部約2/5は北極圏に含まれている。海を隔てて南にデンマーク、南西に英国がある。国民の大部分はデンマーク、スウェーデン、アイスランドの大部分の人々と共通とみられる北ゲルマン人の子孫でこれら4国は言語も近似している。

ノルウェーには、1万4000年前ごろ旧石器文化の狩猟民が最初に住みつき、その後デンマークやスウェーデンから農耕民がやってきて湖畔や海岸沿いに定住しはじめたと考察されている。彼らは後のスカンジナビア諸語の母語となるゲルマン語を話していた。

②8世紀ごろまでにノルウェーの地には約29の小国ができていた。900年ごろハーラル1世が統一に成功しノルウェー王を名のつたが、その死後、国内は分裂、995年、ノルウェー王に即位したオーラブ1世、続いてオーラブ2世が熱心にキリスト教を布教しノルウェーの再統一を果たした。その後、ノルウェーは一時、北海帝国に属した後、王位をめぐる抗争の時代に入った。

③1397年、ノルウェーは、デンマーク、スウェーデンとの3国同君の「カルマル連合」の下でデンマークの事実上の支配体制下に置かれた。スウェーデンは1523年に独立したが、ノルウェーはその後もデンマークの支配下に置かれ、1536年には形式上の独立国家の地位をも失い、デンマークの4つ目の州とされた（注14）。

④ナポレオン戦争においてデンマークは敗北し、1814年1月デンマークがイギリス、スウェーデンと結んだキール講和条約によって、ノルウェーはスウェーデンに譲渡されることとなった。官吏・地主などノルウェーの有力者はこれを不服とし、デンマーク国王の従弟（いとこ）で継承者かつノルウェー総督でもあるクリスチャン・フレゼリク Kristen Frederik を推戴して独立を目指した。1814年5月17日、エイツボルで全国からの代表が議会を開き、ノルウェーが自由な憲法、国民代表、政府及び徴税権を有する独立国の地位を有することを定めたノルウェー王国基本法 Kongeriget Norges Grundlov を制定した。しかし、7月、カール・ユーハンが率いるスウェーデン軍の干渉によって、クリスチャン・フレゼリクはノルウェー王位を捨て、ノルウェーは独立の王国となりエイツボル憲法は有効であるが、ノルウェー国王はスウェーデン国王が兼ね、かつ軍事と外交はスウェーデンと共同で行われることとなった。この憲法によってノルウェーは自らの議会と内閣をもち広範な

自治権を獲得した（注15）。この憲法はその後多数の修正を経ているがノルウェーの現行憲法とされており（注16）、5月17日は国の最高の祝日とされている。

⑤その後、ノルウェーは、19世紀後半の海運業等の発展を背景に外交権を含む国家としての独立要求を強めた。1905年6月7日、ノルウェー国会は満場一致で同君連合解消を決議し、スウェーデンとは交戦することなく9月23日のカールスタッド協定を経てノルウェーは独立した（注17）。その際、独立後の政治形態について国民投票が行われ、共和制約7万票・王制約36万票の投票結果を踏まえて王制が選ばれ、デンマークの王子カールが迎えられノルウェー国王ホーコン7世となった（注18）。

⑥かつては、デンマーク、スウェーデンは欧州の強国であり、フィンランドはスウェーデンの支配下（12、13世紀～1808年）、ロシアの支配下（1808～）にあり独立したのは1917年であり、ノルウェーを含む4ヶ国は当然に独自の存在である。

しかし、同時に、これら4ヶ国は近隣大国との関係において地政学的に類似しており、特に第1次大戦前後からは「北欧」としての一定のまとまりを示してきている。

1914年12月、ノルウェー、スウェーデン、デンマークはマルメーで3国王の中立共同宣言を発した。第一次世界大戦後、これら3国は大戦下での中立政策の限界を認識し、国際連盟加盟の下での集団安全保障に依拠した国際秩序維持に期待し、いずれも1920年、国際連盟に加盟し、フィンランドも同年加盟した。1930年12月、ノルウェー、スウェーデン、デンマークの3ヶ国はベネルクス3ヶ国とともに「オスロ・グループ」を結成し国際連盟内外での連携を強め、特に自由貿易促進に努力し、フィンランドは32年にこのグループの準加盟国となった（注19）。1930年代後半、北欧4ヶ国はいずれも国内的には社会民主主義政党あるいはそれを含む政党連合の政権の下で内政安定と福祉国家への歩みを見せ始めた。また、36年7月、北欧4ヶ国はベネルックス3ヶ国と共に「オスロ・グループ」諸国の声明という形で国際連盟規約第16条が規定する侵略者に対する軍事的制裁義務を留保するという意思を明らかにし38年に北欧4ヶ国はこの方針を再確認した（注20）。

⑦第二次大戦への対応は、4ヶ国各様であった。スウェーデンは中立を維持し、デンマークは1940年4月9日のヒトラーの侵攻に即日降伏し、フィンランドはソ連との間で冬戦争（1939年11月～40年3月）、継続戦争（41年6月～44年9月）を戦い、そのため多大の損失と戦後の1/10の国土割譲・多額の賠償金支払い等の負担を負った。ノルウェーは、政府は独軍に抗戦したが1940年6月10日、国内のノルウェー軍は降伏し、国土はナチス・ドイツに占領された。国王と閣僚はやむなく英国に亡命し海外から戦いを続けるとともに、国内ではヒトラーが立てたクヴィスリング傀儡政権と独軍に対して圧倒的な国民的支持を基盤とした国内レジスタンス闘争を遂行した（注21）。

⑧スウェーデン、ノルウェー、デンマークとアイスランドは、1953年に**北欧会議**Nordisk Råd (Nordic Council) を形成し、フィンランドも56年に参加した。これらの諸国は、その

頃から自らNordenと呼び、一般にも「北欧」として認識されており、国民多数はルター派で、文化的歴史的現代社会的政治的状况も似ている安定した民主主義国家であるといわれている（注22）。

### （三）キリスト教・福音ルーテル教の伝統と学校教育

#### （1）キリスト教と教育（注23）

他の北欧諸国と同様、ノルウェーでもヴァイキング時代にキリスト教が入ってきて、11世紀末にはNidaros、Bergen、Oslo、Stavanger、Hamarに大聖堂が設立されている。また同世紀以降、ベネディクト派、ドミニコ派、フランシスコ派等の修道院が進出していた。大聖堂、修道院には学校が付設され、聖職志望者に読方、書方、ラテン語、キリスト教、唱歌とさらには論理学などが教えられていたとみられる。宗教改革直前の頃には、教育内容はラテン語文法を主とした三学（文法、弁証法、修辭学）を中心に、四科（算術、幾何、天文、音楽）にも亘るようになっていたといわれている。

北欧に大学が出来るのは、スウェーデンで1477年にウプサラ大学、デンマークで1479年にコペンハーゲン大学、ノルウェーでは1813年にオスロOslo大学が初めてであり、それまでは必要な者はフランス、イタリア、ドイツの大学に留学していた。

なお、ノルウェーでは13世紀半ば、商人や宮廷人、国王それぞれの養成に必要な知識に関する最初の教育書が著されており、キリスト教を生活の基礎にするよう、また個人の名誉意識や死後の名声の重視などヴァイキング以来の北欧の伝統的モラルの重要性やラテン語・フランス語と共に母国語学習の重要性も説かれているという。

農民大衆の教育については、ノルウェーにおいては、13世紀の教会法がすべての児童が「信仰箇条」「主の祈り」「聖母の祈り（アヴェ・マリア）」を暗記すべきことを規定しており、これは父親の責任によって行なわれることになっていた。教会では毎日曜の礼拝の際に司祭がラテン語で児童の教えを朗読し、次いでノルウェー語で解説するという形が取られた。一般に6-14歳で堅信礼を受けたが、7歳からは年1回告解を行なう義務が課せられ、その際児童の教えの口述テストが行なわれたという。

#### （2）宗教改革と1539年の教会令（注24）

宗教改革によって福音ルーテル教プロテスタントの支持するクリスティアン3世がデンマークの王位につき、1536年、ノルウェーに軍隊を送ってカトリック支持の大司教を追放し、大司教座を廃してノルウェーをデンマーク教会の支配下においた。

その下で1539年に定められた教会令Kirke ordinansenは、デンマーク・ノルウェーの最初の学校法といわれ、1607年までノルウェーにも適用された。この教会令は、学校を形式上、教会から分離し国家の管理下に置き、各都市に学校を1校設置しなければならないとし、各地で運営されているその他のあらゆる普通学校は廃止されるべきことと規定した。又、青少年に神のことはを教えることを指示した。児童の教育の監督は教区牧師の責任であり、教会書記、副牧師、近くのラテン語学校の最年長生徒等が教育し、教区牧師自らも日曜毎に説教の後、次の30分くらいで教理問答書の一節を読み、個々の文章、十戒あるいは信仰箇条の一条を説明し、児童は小教理問答書・その他詩篇のいくつかを朗読し・唱い、暗記暗唱するまで繰り返し反復斉唱するものであった。都市では教理問答書講読は通常、夕拝の際に行なわれた。ノルウェーでは、この教育の到達水準は小教理問答書の前の方の三部分の暗記程度であったといわれる。この教会令は、私立学校を禁止し、司教座都市でのラテン語学校の設立、小都市でのその予備教育を行なう小ラテン語学校の設立を規定した。

旧大聖堂学校は、聖職志望者が入学を希望し、一段と格の高いものとして存続した。これらの学校は、ラテン語学習、ルターの小教理問答書の学習を基礎とし、さらにルター神学を中心とし、その他、算術と唱歌を教え、国語は排除されていて、母語を用いると答打ちの罰が定められていた。

宗教改革とともにベルゲンやオスロの監督等にノルウェーの民族的遺産・過去の栄光を重視する人文主義の運動が現れたが、全体的にはラテン語学校の教育に大きな影響は及ぼさず、教師が母国語と国民的教材を用いない傾向は18世紀まで続いたという。

なお、北欧諸国の宗教改革については、次のように述べられている（注25）。

①スウェーデンにおいては、グスタヴ・ヴァーサによる国民統合の過程で「教義に関する議論なしにルター派宗教改革が勝利した」。②「スウェーデンの『国民的』統合と教会の国教会化にグスタヴ・ヴァーサの果たした役割は、デンマークにおいては三人の王に分担された」。③「ノルウェーなど（のフィンランドを含む従属国—引用者補足）では改革はまったく『外圧』に基づいていた。……クリスチャン三世はノルウェーのルター派化を軍事力によって強行した。……全農場の約三割を占めた教会領は『国有化』されたが、ノルウェーのものにではなく、デンマーク王に属するようになった」。

### （3）1739年の勅令と学校教育

フリーゼリク4世の敬虔主義（注26）を受け継いだ子のクリスティアン6世は、ノルウェーの地方学校に関する1739年の勅令Forordningen av 1739 om skoler på landet i Norgeを定めた。この勅令は①各教区集会menighetは学校を設立し維持する義務を負う、②児童

は一定の期間学校で教育をうける義務を負う、③この学校はキリスト教的教育を行う学校である、というノルウェーの初等民衆学校の三原則を規定した。それまで教会の問題であったキリスト教教育を学校に移し、各牧師管区は各々、学校をもたねばならないとした。就学義務を7歳から10歳ないし12歳の児童に課し、各児童は年に少なくとも3ヶ月学校で教育を受けなければならないが10-12歳では冬期週1、2回の出席でよいこととし、就学義務不履行の親への処罰も定めた。中央教会を有する地域又は多数児童が通学しうる所では常設校、人口疎らな地域では移動（巡回）学校（注27）の設置を規定した。学校の教科はキリスト教、読方、書方、計算であり、うち書方と計算は選択制であった。この勅令は18世紀を通じて殆ど実現されなかったがノルウェーの初等民衆教育に方向づけを与え目標を設定した点に意義があると言われ、その方向での監督や教区牧師の尽力もあった。この勅令にはコメニウスの思想的影響が現れていると言われている。

この勅令は、デンマーク・ノルウェーにおいて、「ラテン語を読むに適しない少年少女のための書方学校skriveskole」を設立することを各都市当局に要求した。

大都市では書方学校とラテン語学校は並存したが、小都市では18世紀に新興商工業者の子弟のための書方学校（国語学校）がキリスト教、読方、書方、計算を教える学校としてラテン語学校にとって替わっていった。この勅令は、又、ラテン語学校に国語、歴史、地理を教科として導入し、教科書も国語で書かれたものを用いることにしたがほとんど実施されず、国語は1775年の勅令によって初めてラテン語学校の教科として確立され、大学入学の「学芸試験」の科目は宗教、古典語、歴史、地理、天文学に拡大された。この頃コペソハーゲン大学における教育も神学研究だけでなく時代に対応しつつあった。また大学進学の教育は大聖堂学校で行われ続けていた（注28）。

以上を要するに、ノルウェーでは、11世紀頃からキリスト教と結びついてラテン語による学校教育、13世紀には教会での農民大衆の宗教教育が行われてきており、それがデンマークの支配下での宗教改革に伴って義務教育制度（化の意図）の下で福音ルーテル教の敬虔主義的宗教教育に変換されてこの国の文化・学校教育の伝統を形成していたと言えよう。

現在、ノルウェーでは、憲法で「福音ルーテル教Den evangelisk-luthersk Religionは国教であり続ける」と定められているが、それだけでなく、ノルウェー国教会の牧師も公務員である。そして国の統計で宗教的にノルウェー国教以外の人は総計28万であり（2001年現在）、通俗的には国民の84～86%がノルウェー国教と紹介されている（注29）。

ノルウェーで、キリスト教的倫理・価値の教育理念が法定され、義務教育学校の必修科目として「キリスト教・宗教・道徳」、高等学校の進学系三学科の共通一般必修科目として「宗教・倫理」が置かれている背景には、上記のような事情があるのである。

なお、福音ルーテル教がデンマーク支配から離れてノルウェー国教に替わってきた過程についての解明は、今後の課題として留意しておきたい。

#### (四) ポピュリズムと教育

ヨン・ロウグロが『2000年における教育と北欧福祉国家——平等、政策及び改革』の「第1部 スカンジナビアの背景」の「第2章 ノルウェーのポピュリズムと教育」(注30)で説くところは、現代ノルウェー教育制度の成り立ちの説明として極めて説得的である。本節では、その叙述からの抜き書き、若しくは縮約によって、その要点を示したい(以下、区切り毎の末尾に原著記述の該当頁を示す。なお、見出しは原著、文中語句の太字は訳者による。)

##### (1) ノルウェー社会におけるポピュリストの特色

「ノルウェーは、ヨーロッパの辺境にある国である。……ノルウェーの政治制度は、この国の地方(田舎)とさらに僻地の文化的経済的利益を、その人口基盤を遥かに超えて重視してきた。ノルウェーでEU加盟に対する懐疑が強いのは、EU加盟反対がポピュリストの伝統と社会主義者の反資本主義を栄養源にしているのであるから決して偶然ではない。……

ポピュリストの政治は、普通の人々が学校を含む公的制度に力を行使することを強調する。このような影響力は、地方公務員の直接選挙に際しての住民全員投票、あるいはノルウェーの場合のように地域共同体communityに近い小さい単位の地方政府を用いることによって遂行される。ノルウェーの地方政治の選挙単位は、教会区と一致するものであったのであり、1960年代の大統合を経ても、今日のコムーネ人口の中央値はわずか4,352人である。

19世紀のノルウェー・ポピュリズムは、国の上流階級と公務員の権力と文化的権威とを引き下げることを求めて二つの文化的奮闘をした。一つは、**民衆文化に基づく国民性の覚醒と地方自治**であり、もう一つは、**敬虔主義**ルーテル教の低教会宗教復活low church religious revivalである。

前者は、……様々な点における知識人の中でのポピュリスト・ラディカリズムの創造であった。……これらの文化的ポピュリズムは地方の民衆とそのノルウェー・ナショナリズム自覚の担い手としての生活様式を持ち上げたけれども、さらに、外国の理念、特にデンマークのN. F. S. GrundvigとドイツのJ. G. Fichteを見た。……この過程において、当初のalumue(庶民、普通の人)の概念が、元々普通の人々ordinary peopleと国民nationという二つの意味を持つpeopleの両方の意味を厳密に結合させたfolk(国民)に置き換えられた。

……ポピュリズムと国民的独立は、ノルウェーでは絡み合って……1905年のスウェーデンからの離脱に導いた。」(pp. 33-34)

「敬虔主義は、1700年頃までにドイツから輸入されたものであったが、19世紀初期、既成の教会で蔓延っていた啓蒙主義の合理主義者に反対したlay preacher、Hans Nielsen Haugeに指導されて民衆運動として再浮上した。この運動は抑圧されたが、後に敬虔主義はルーテル国教会の主流になり地域の世俗に影響を及ぼす恒常的な力となった。この敬虔主義の奮闘は、国民的ロマンティシズム及びグルントヴィ主義者のさらなる人文主義的敬虔主義と競い合って、農民の政治運動に注がれていった。」(p. 34)

「1814年の憲法は、全ての男子土地所有者に公民権を拡大し、19世紀後期に小規模自作農でさえ自分たちを被統治者から市民へと転換し得る枠組みを形成した。……

自作農民の地域共同体における自治の要求は、選挙で選ばれる地方政府を導入した1837年法の背後にあった起動力であった。地方政府の最初の主な課題は聖職者に初等学校を設立させ運営させることを引き受けさせることであった。結局、農民政治家は都市のもっと自由主義者と合流しVenstre自由党(注31)を形成し、この左翼政党はスウェーデン・ノルウェー連合国王に議院内閣制を設立させた。農民国会議員は、国家財政を古典的の学科で上流階級を常連にしている学問的学校に使うことに気が進まず、民衆出身の若者に供する成人教育(folkehøyskole)を助成することを好んだ。

自由党は公民権を拡大し地方政府を強め教会事項に地域俗人の影響力を増し、方言重視方針に沿った言語の再構成を助長した。この党は1905年、スウェーデンとの連合国家からの分離に至らせた興隆する民衆的国民主義の党でもあった。」(pp. 34-35)

「1930年代に支配政党になった労働党も地方の小自作農及び漁民の間で強かったことも興味深い。この党の強さは、これらの集団と産業労働者の提携によっていたのであり、その最初の代議士は工業都市よりは北部の小自作農及び漁民の選挙区民から出た。……20世紀の教育政策は主として労働党によって形成されたが、自由党にたどり着くことが出来る中道政党の支持も大変重要であったのである。制度の顕著な特徴は、初期に自由党によって定められた基礎にたどり着くことが出来、自由党の後継者によって継続され、労働党自身の政策へと注入されたのである。」(p. 35)

「ノルウェーにおいては、地方政治に足跡を記した人々の多くは、その出身教区の学校教師兼助祭若しくは先唱者であった。彼らは又しばしば農業を副業にしていた。……ノルウェーの殆どの地域において農場は非常に小さくて紳士階級を維持することが出来なかった。教員の大層な学習は重んじられなかった。教員が重要な役割を果たし得たのは、おそらく自由党の地域活動のようなところだったと思われる。……

1880年から1920年は、教員兼自由党政治家の黄金期であった。……地方教員は通常男性であった。……女性教員はもっと都会的で上流の社会階層の出身だったのであり、……1970年代になって初めて初等学校教員で女性が多数になった。」(pp. 36-37)

ノルウェーは、OECD諸国の中での比較では初等教育、前期中等教育への1人当たりの

支出は高く、高等教育への支出は低い。又、国の教育費支出は地理的な不平等をなくするために用いられてきた。地方の子どもが教育を受けられるよう小規模校の生徒あたり経常費は、しばしば大規模校の3倍にもなっている。(pp. 37-38。縮約)

## (2) 強い共通学校と弱い学問的学校の伝統

「19世紀後期迄に初等学校は爾後の通学の準備として認められるようになり1920年迄に初等学校(7-14歳)修了は国庫助成を受ける中等学校への唯一の道となった。

1950年代後期における14歳から16歳への共通普通教育common educationの拡大は、このような長い伝統の上に成立した。

これは…1950年代迄10歳又は11歳での学問的中等学校への選抜が蔓延っていた欧州諸国の政策と対照的である」(pp. 38-39)

「共通普通の学校と教育課程は普通の人々の文化的に統一された共同体というポピュリストの考え方と一致する。ポピュリストの感性は少数の選ばれた民衆出身の児童を家庭と共同体から離して教育する学校へと傑出した生徒たちを分離することに反対する。」(p. 39)

「ラテン語及びギリシャ語……は、ノルウェーでは、他のヨーロッパ諸国に比して非常に早く近代科目としての基盤を失った。早くも1869年以降、ノルウェーの中等学校では近代語が古典語の代替科目になり、ポピュリスト政治の高潮期の1884年以後は古典語はノルウェー文化と正反対と言う理由で追放されたに近かった。」(p. 39)

「ノルウェーの中等学校は、ヨーロッパの中等学校ほど特権的に大学入学に組み込まれていなかった。……例えば教員養成学校や技術学校は大学の学芸学部や自然科学部より入学に際して選別的だった。1960年代には中等学校は学問的学校の型からさらに離れて、生徒が16歳で高等学校入学を競うとき、どの義務的科目も等しく計算されるようになった。……高等学校の職業学科はしばしば普通科よりも入学最小要件が高かった。多くの後期中等教育後の学校への選抜に際して学校の成績に加えて労働経験が算定された。」(pp. 39-40)

## (3) 土地言葉(方言)の最高権威づけ

### The Superior Authenticity of the Vernacular

「19世紀、ノルウェーの『教養ある』書き言葉と諸方言との相違は、独、伊、仏又は英国の公用語と地方的地域的方言の違いより小さかったにもかかわらず、標準語がデンマーク語を起源にしているという理由でナショナリストの憤激を買った。こうして、1885年、英国やフランスの生徒が方言を使えば体罰を受ける怖れがあった時、ノルウェーの教員は自分の話しを生徒の方言に適應させるよう教えられたのであり、生徒の方言を訂正するこ

とになってはいなかった（スウェーデンで教員が方言を訂正しなくなったのは1972年以後）。同時に、新諸法律は地方議会がニューノシュクか従来のブークモールのどちらを学校で使うかを決定することを認めた。高潮期の1943年……全国の34%の子どもがニューノシュクを教えられた。小学校数では……55%が使っていた。しかし70年代後期にはニューノシュクを使用する小学生は常に減少し16%になった。……標準ブークモールは、この間、地方語の多くの統語法と語彙を同化してきた。

教員はニューノシュクの強い支持者に与っていた。……1949年に45%の教員がニューノシュクを選んでいて、……（第二次大戦前に養成された教員に多かった）……労働党はニューノシュクを推進しなかったが、労働党の多くの教育大臣がニューノシュクを教育省の公用語として使った。……

現在、言語問題はそれ程情熱を惹き起こさなくなっている。……ニューノシュクはポップミュージックで流行り、1972年のノルウェーのEU加盟拒否の動員に影響を及ぼした。」  
(pp. 40-41)

#### (4) 大多数民衆のために：社会統制のための教育の歴史的兆候は殆どない

19世紀の中頃の、グルントヴィイ理念による責任ある市民教育の隆盛、トラーネ運動（注32）の後、上流階級の一部が地方無産者を「過激な煽動」に乗らないように教育を試みたこと、1845年の後、国教会ルーテル教がその権威を護るため通学を奨励したことを別とすれば、「ノルウェーには、ヨーロッパの大衆教育は政治的宗教的不穩を和らげようという願望によって進められたという命題を支持する経験はない。

しかし、1960年まで学校は、意識的に言語的少数者、サーミやフィン語を話す人々をノルウェー語化しようとしてきた。……ノルウェーも……歴史的ポピュリストの、多数者の民族的文化を少数者に課そうとする衝動を示してきたこともある。

多分ノルウェー人は自身の独立のための奮闘によって、ほかの人民peoplesが自分たちの国を持つ権利を評価する条件を有しているであろう。第三世界の解放に対する支持はこの経験を反映している。……

……（現在）移民問題は、国内のポピュリズムに内在する文化の多様性に関するディレンマをもたらしている。」(pp. 41-42)

#### (5) 学校教育過剰への用心：家庭及び地域社会における成長の重要性

「家庭、勤労の場及び地域共同体で生じる非定型の教育は、ポピュリストによって高く評価されている。おそらく間違いなく、このような見方を反映した教育理論に寄与したの

は、ニューノシユク運動の揺籃期に長く Volda Teachers Collegeの校長であった Erling Kristvik であろう。彼は、トロンハイムの上級教員教育の初代教授にもなった。……彼の著作は、ポピュリストの伝統の上にしっかりと立っていた。……。彼は、マルキストの物質主義をも資本主義者の産業化をも批判して、産業、科学、都市化が進歩をもたらすという合理主義者の楽観論に懐疑的であった。……彼の著作は親のあり方 parenthood と道徳的育成とを強調した。このような関心は……グルントヴィとルーテル教の教育的伝統と調和している。

1970年代以来のノルウェーの教育課程には、教育に親を取り込み子どもの育成について家庭と地域共同体の連携を増すことに関心を復活させてきていることが見える。

……多すぎる授業は『訓練された無能力』の危険を伴うというポピュリストの見解は疑わしい。……1950年代迄ノルウェーの地方の児童は資源不足又は地理的条件のため1日置きにしか学校に通わなかった。……ノルウェー人研究者 (Karl Jan Solstad) は、1984年に英国の11歳の生徒は、同年齢のノルウェー生徒の3倍近い時間、教員の授業を受けていたと測定した。……日本と比較すればもっと劇的な差が明らかになるだろう……。ここにも教育におけるポピュリストの地方的伝統が見られる。」(pp. 43-44)

## (6) 管理と設置の分権化

「ルーテル国教会は早期に教育上の役割を果たしたが、学校のより確かな設置は地方政府の始まりと結びついている。1827年の学校委員会の創設は公選地方政府を設立した1837年法の先駆けであった。地域学校の運営者は全員、自分の子どもをその学校にやっていた。

地域のルーテル教会人が行使していた学校監督権限は次第に後退し、国の各県教育局長単独によるものへと置き替えられた。

農民派と自由主義者の左派 Venstre 連合は、ポピュリストの努力の高潮を表す1889年の初等学校法によって分権的統制を要求した。地方議会は、教育用語としてニューノシユクを導入する権限、教員を任命する権限、教育課程を決定する権限を与えられた (国の基準があり、授業要目は少数の教科書によって形成されていたが)。各学校は過半数の親の代表による監督委員会 supervisory committee を有することになっており、地方のムーネではこの委員会は教員採用試問の時に応募者に短い質問をする権利を有していた。ムーネの学校委員会はいくつかの財政権限をこの監督委員会に委任することが出来た。実際には、これらの委員会はどちらかという休眠機関に転じていった。1920年代及び30年代に、教育省は次第に教育課程に関するより規制権限を主張した。……このような中央集権的規制は、1889年教育法にムーネ間の大きすぎる不平等と自分たちの仕事への素人の多すぎる指示を感じていた教員の感覚に合った。

労働党は、福祉国家とより平等主義的な社会の建設というより広い戦略の一部としてさらに中央集権的教育政策を遂行した。……第二次大戦後、労働党は初等教員組合と自然な同盟者になった。しかし1970年迄に学校の平等主義的構造変化目標を完成した後、労働党はこの中央統制を減少させる態勢に入った。それは選挙で支持を失いつつあり、次第に政治的中原から票を勝ち取る必要に気づいていたことでもあった。

1960年代以降、広い政治的支持を得ていくつかの分権的政策が実施されてきた。学校に多くの諮問委員会が設置されて、あらゆる参加集団が決定過程で意見を述べる事が出来る明確な権限をもつようになった。74年及び87年の基礎学校教育課程は、学校とコムーネ政府により大きい権限を与え、後者は86年からより多くの財政権限をもつようになった。主たる変化はコムーネが一括補助金で国の財政支持を受けるようになったことである。

……手短かに言って、ノルウェーにおける職員間の労働区分の単純な、小規模校の選択は、この国のポピュリストの強い伝統を反映しており、より大きな学校が提供できる選択と多様性が準備しうる明らかな利点を殆ど考慮していないことを示している。市部においても、幼稚園の教員〔の対園児〕比率は決定的に高く約5：1である。……国会の議決によって生徒数450人以上の中学校は、教育基盤として大きすぎ、避けるべきであると判断された。

……ポピュリストの伝統には、大規模な非人間的な制度に対する多くの懐疑と、労働全ての安易過ぎる分割は人間性の断片化を招きうるという疑念とがある。」(pp. 44-46)

## おわりに

デンマーク支配末期の学校制度から「統一学校」制度への動向、第二次大戦後今日に至る教育政策・教育制度の展開の概要等に係るノート等は、他日に用意することとしたい。

### 注

(注1) 「教育史研究ノート」としないのは、歴史研究は手に余るという理由と、教育学においてノルウェーという国とその人々、社会があまりにも知られておらず、敢えて基本的事項を踏まえることから始める必要があると思われるという理由による。

ノルウェー教育に関する拙稿の主なもの下記のとおり。

- a) 「ノルウェーの10年制基礎学校教育の原則と方針」『日本教育政策学会年報』第8号(2001年6月・八月書館) 212-224頁。
- b) 『ノルウェーの94年・97年初等中等教育改革の概括的調査研究』(平成11-13年度科学研究費補助金・基盤C(2)課題番号11610298・研究成果報告書)・2002年3月・全200頁。
- c) 「ノルウェーの高等学校——1999年、2000年視察を踏まえて——」2003年3月・本誌第3号1-28頁。

(注2) UFD, *The Development of Education 1991 to 2000 -National Report from Norway*  
<http://odin.dep.no/ufd/engelsk/publ/rapporter/014001-220012/index-hov001-b-n-a.html> (2003.

11. 11. 以下、インターネットホーム・ページ後の括弧内の数値は揭示確認年月日。)

(注3) Lov om grunnskolen og den vidaregåande opplæringa (opplæringslova) av 17. juli 1998 nr. 61. 1998年法律第61号。「opplæringslova」(「教育法」)は、公式に用いられている略称。最近改正は2003年7月4日法律第84号により2003年10月1日より施行。資料源：<http://www.lovdato.no/all/nl-19980717-061.html>

なお、英訳Act relating to Primary and Secondary Educationはオスロ大学データ・ベースの下記頁で見ることができるが、2003年11月現在、法改正のフォローは2000年6月30日の改正まで。  
<http://www.nb.uioi.no/ujur/ulovdata/lov-19980717-061-eng.doc>

(注4) (注1) 前掲の拙稿・特にc)の「現地訪問による実感」、参照。

なお、本文の記述をいまいし補うと、次のようである。

⑤国は、言語的少数者、障害者には特別の配慮しつつ、共通一般教育を重視しかつ法的拘束力を有する全国共通の教育課程Læreplanを定めている(教育法§1-3に基づく一般教育課程及び各学科課程・各科目教授要目)。この基準の下で、地方自治体及び学校の教育課程編成の自由が大幅に認められている。

⑥後期中等教育の志願者は、高等学校第1学年に設けられている基礎課程grunnkurs(略称GK)の学科(2000/01学年度は15種類設置)の中、希望3学科のどれか1つで学び、さらにそれに接続する上級課程videregående kurs(略称VK)に設けられた小学科のうちの一つで学ぶことができる。職業的学科の上級第Ⅱ課程(後期中等教育の第3学年)以上の専門教育は企業内で行なうことを原則としており(以上、教育法§3-1第6項及び§3-3第2、3項)、実際は半ば強の職業的学科の上級第2課程でそうっており、企業内実習が不可能な場合は、県がそれに替わる高等学校での上級第2課程の学習を保障している(§3-3第7項)。学科・教育課程編成は、専門職業教育では概ね学年進級毎に分化している。この後期中等教育を受ける権利は学科再選択の場合は1年間まで延長することができ、専門学科普通学科間を含む学科間の移行を容易にしている(§3-1第4項)。

⑦教育課程・教科教育内容では、前記のキリスト教・福音ルーテル教/宗教・倫理関係教育の外、次のような特色がある。1) 国、地方の議会選挙直前にも学校で模擬投票を行うことや社会科学授業で各政党の政策学習・発表を行うことを含め、生徒会・学級会活動の奨励、学校の管理運営への生徒参加等、参加型民主主義の教育を行っている。2) 初等教育第1学年からの英語教育を徹底している。3) それらと国の難民受け入れ・発展途上国支援・平和外交政策とを結びつけて、国際交流教育の推進に特に力を入れている。4) 基礎学校(6-16歳の第1-10学年)では、各教科を超えた「テーマ学習とプロジェクト学習」の時間を設置し、第1学年で授業時間の約8割、以降比率を漸減し第8-10学年で全授業時間の約2割を充てるとしている。5) 数学は「科学であり、芸術であり、技術であり、言語であり、かつ道具である」、数学教育は「創造力を用い」「美的側面の経験へと招待する」と位置づけており、低学年から電卓利用学習をさせている。6) 高校理科諸科目では実験に時数の25%以上を充てるとしている。

(注5) 教育法の§1-2は2000年6月30日法律第63号によって改正され、下記のように定められている(同年8月1日から施行)。

「§1-2 教育の目的

基礎学校は、家庭の協同と理解を得て、生徒をキリスト教的倫理的に成育させ精神的身体的に発達させ良好な一般的知識を与え、彼らが家庭と社会において有益で独立した人間になることを援助しなければならない。

後期中等教育は、生徒が仕事と社会での生活が行なえるよう技能と理解と責任を発達させ、生徒、職業実習生及び実習生候補の個人的な発達を援助しなければならない。後期中等教育は、基本的なキリスト教的人間的価値についての自覚と理解、この国の文化遺産、民主主義の理念、並

びに科学的思考方法及び労働方法を増大させることに貢献しなければならない。

基礎学校教育及び後期中等教育は、人間の平等、精神の自由と寛容、生態学的理解及び国際的協同責任を促進しなければならない。

教育は、より広い教育及び学習の基礎を提供し、共通の知識、文化及び基本的価値の基礎、並びに人々の高い水準の能力を支持しなければならない。

教育は、個別の生徒及び職業実習生の能力と適性に応じたものでなければならない。

教員と生徒、職業実習生及び実習生候補と企業、学校と家庭、学校と労働生活の間に良好な協同の形態を創ることを重視しなければならない。学校及び実習企業に関与する者は、生徒、職業実習生及び実習生候補が傷つけられたり攻撃的な言語及び行為に晒されることのないように努力しなければならない。」

(注6) 教育法 § 3-1 第1項、第5項。なお、詳細は割愛するが、初等、中等教育を通じて、言語的少数者、障害者の教育を受ける権利については、教育法の下記諸条項で特別の保障が定められている。§ 2-5 基礎学校における言語形態、§ 2-6 手話教育、§ 2-7 クベン-フィン出身の生徒のためのフィンランド語教育、§ 2-8 少数言語出身の生徒のための教育、§ 2-14 点字教育等、§ 3-9 高等学校における手話教育、§ 3-10 プライユ点字教育。

(注7) キリスト教宗教道徳科では、国教の寛容の精神と人権尊重に基づき、ヒューマニズム、イスラムや仏教について例えばコーランの一節や涅槃にまで立ち入って教えている(注1前掲の北川・科研費研究成果報告書<51>頁~<58>頁、参照)。

なお、上記報告書当時の教育法の § 2-4 は、その後、微小改正され、その条項に基づいて設置される基礎学校必修科目の名称は、faget kristendoms-kunnskap med religions- og livssynsorientering (直訳すると「科目：宗教及び道徳指導を伴うキリスト教知識」または「キリスト教知識及び宗教道徳指導科目」) から、キリスト教宗教道徳科 faget kristendoms-, religions- og livssynskunnskap (直訳すると「キリスト教、宗教及び道徳の知識科」) に変更された。kunnskap (知識) という語が、キリスト教、宗教、道徳の3つの語を受けるように変えられたのである。ここで kunnskap は、「知識、知見、情報」(古城健志・松下正三編著『ノルウェー語辞典』1998年・大学書林)、「1 knowledge, information 2 knowledge, information, apprehension, cognition」(*Engelsk stor ordbok met iFinger*, Kunnskapsforlaget, 2001, Oslo) などと訳されている語である。また faget は、「職業：部門、専門、分野：区画、仕切り」などの訳語が示されており(『ノルウェー語辞典』)、教育では場合によって「学科」「専門」などを意味する。ここでは、「理科」「社会科」「家庭科」などの用例に倣って「科」と訳した。

下記に、現行教育法 § 2-4 の全文の翻訳を示す。

「§ 2-4 キリスト教宗教道徳知識科の教育。宗教活動の免除等。

キリスト教、宗教及び道徳についての知識の教育は、

- ・文化遺産 *kulturarv* [cultural heritage] 及び福音ルーテル教信仰としての聖書及びキリスト教の基礎知識を与え、
- ・他のキリスト教宗派の知識を与え、
- ・他の世界宗教、人生観、道徳的哲学的問題の知識を与え、
- ・キリスト教的、人道主義的価値観への理解と尊重を奨励し、かつ、
- ・信仰及び人生観問題について異なる解釈の人々との理解と尊重と対話の能力を奨励しなければならない。

キリスト教知識・宗教・道徳科は、すべての生徒が正規に参加すべき普通の授業科目である。この科目の授業は説教を含んではならない。

キリスト教知識・宗教・道徳科の教員は、始めに § 1-2 に定められた基礎学校の目的条項を取り扱い、また、キリスト教並びにその他の宗教及び人生観の特徴を取り扱わなければならない。

同じ教育原理が様々な問題の授業の基礎に据えられていなければならない。

生徒は、彼ら自身の宗教、信念によって、他の宗教の実践のために、あるいは他の信念を支持するために、両親の文書通知によって各個の学校の授業のこの科目の部分への出席を免除される。このことは、学級の内又は外での宗教的活動においても可能である。学校は、免除についての通知がされた場合、可能な限り、特に低学年段階においては、教育課程内の異なる授業の権利を提供するという解決を探さなければならない。

15歳に達した生徒は、自分で上記第4項の文書通知をすることができる。2002年4月12日法律第12号により改正（同日の政令第349号により同年8月1日施行）。」

(注8) 高等学校の各教科・科目の内容については、UFDが「後期中等教育のための教育課程（教育計画）Læreplan for videregående opplæring」を定めている。そのうちの科目Religion og etikk（宗教及び倫理）の定めの中で、例えば次のように記している。

「宗教倫理科目の授業は、異なる宗教と信条についての知識と理解を与えることを意図している。世界の私たちの部分では、人口の大部分がキリスト教に属し、キリスト教は基本的な規範と価値の創造について並びに言語と文化の発展について支配的な影響力をもっている。それ故、キリスト教が非キリスト教的宗教よりも寛容な扱いを受けるのは自然である。この科目の中心的位置が、キリスト教信仰の基礎として、かつ、私たちの文化を鼓吹する源泉としての、聖書の知識とキリスト教信仰の異なる形態に与えられている。非キリスト教的宗教に関しては、ノルウェー社会で最も強く代表されている宗教により多くの注意が捧げられるのが自然である。イスラム教は、国際社会においてもノルウェーにおいても重要性を有しているため、この科目において他の非キリスト教的宗教以上に何ほどか大きな位置を与えられている。

前世紀の間に、宗教に変わる多くの代替的倫理が發展した。宗教倫理科目は、この過程に関する知識を与えなければならない。私たちの文化集合社会kulturkrets（culture group）においては、ヒューマンイズムの發展に特別の注意を払うのが自然naturligである。多様な学派が社会と自然における人間の位置に関する思想tenkningに貢献してきた。そのような問題に対するどのような接近の仕方が、今日の信条（哲学）論争を特徴づけているかを理解するようになることは重要である。個々の人間の信条は、少なからず、倫理について彼らが行う選択、及び、彼らが基本的な規範の採用の基礎におく前提に対して、重要性を有している。

人類は現在、巨大な倫理的課題に直面している。もし私たちが個人の権利が尊重される社会を創るべきであるとしたら、もし民主主義と法の支配が未来において機能すべきであるとしたら、教育制度が倫理意識を向上させることを優先することは基本的重要事項である。宗教倫理科目は、倫理理論の序説innføring（introduction）を与えることも、今日の問題を取り上げることもする。この科目の学習を通じて、生徒は、自分が行う選択を護ることができる個人的見解の形成を奨励されながら、倫理問題を論じ多様な解決方法を考える能力を鍛える。

宗教倫理科目の授業opplæringenは、生徒が実存的課題eksistensielle utfordringerに対応し、彼らを刺激して宗教及び信条の共同経験及び批判的評価をするよう促すことに役立つであろう。同時に、この科目は多様な信条の生徒間の対話の機会を提供し、彼らが宗教倫理問題における自立性と自己認識を發達させるのに役立つであろう。この科目の精神においては、信条と宗教の出会い、生徒が自分の意見を發表することに自信を与えつつ、寛容を助長し、偏見を打ち消し、他者の見解に対する尊重をつくりだすことにある。最終的には、自分自身の前提と信念に合わせて科目内容を判断するのは生徒自身である。」

資料源：Læreplan for videregående opplæring, Religion og etikk

(<http://www.ls.no/dav/5AA65C9C4AD74B091482493BAB0D14FFC3k.doc> 2003.11.25) 及びその英語版Curriculum for Upper Secondary Education, Religion and Ethics (<http://ls.no/eway/?pid=207>).

(注9) Alferd Oftedal Telehaug & Nina Volkma, *Norwegian Education Policy Rhetoric 1945-2000* :

*Education Philosophy in the Political Party Platforms*, Scandinavian Journal of Educational Research, Vol. 43, No. 3, 1999.

- (注10) *Kongeriget Norges Grundlov, given i Rigsforsamlingen paa Eidsvold den 17de Mai 1814*, <http://www.lovdata.no/frame-nl.html> (2003. 11. 20)
- (注11) 吉川智著「ノルウェー王国憲法との特徴について」1989年1月・国士舘大学日本政教研究所『日本政教研究所紀要』第13号91-106頁。駐日ノルウェー大使館によれば、ノルウェー憲法全文の邦訳は、同国政府によるものは無く、同大使館が存在を確認しているのは吉川訳のみである。抜刷を下された吉川氏に謝意を表す。なお、邦訳に付された主要語のノルウェー語及び英訳は省略した。同憲法の1995年6月23日現在の英訳は、<http://odin.dep.no/odin/engelsk/norway/system/032005-990424/index-dok000-b-n-a.html> (2003. 11. 20) に掲載されている。
- (注12) 政党提出候補者リストに対して全国19県選挙区と全国区とによるほぼ完全な比例代表制で選ばれる。但し投票総数の4%以上を得票しない政党には議席配分はない。任期途中の解散はない。オロフ・ベタション著(1995年)・岡沢憲美監訳・斉藤弥生・木下淑恵共訳『北欧の政治』1998年・早稲田大学出版会の「第4章 議会」、参照。
- (注13) <http://odin.dep.no/ked/html/valgresultat2003/frameset.html> (2003. 11. 21)
- (注14) ノルウェー史全般について、a) Microsoft社編集発行CD-rom『エンカルタ百科事典2001』、b) ノルウェー政府ホーム・ページOdin <http://odin.dep.no/oden/> (2003. 6. 8) の*The history of Norway* (最近更新1996. 2. 29)、c) 百瀬宏・熊野聡・村井誠人編『北欧史』1998年、山川出版、参照。カルマル連合とノルウェーのデンマークへの従属については、c) 103-119頁、参照。
- (注15) エイツボル憲法については、前注c) の194-197頁、参照。
- (注16) 注11に前記の吉川智論文、参照。
- (注17) 『北欧史』279-282頁。
- (注18) 武田龍夫著『北欧を知るための43章』2001年・明石書店・169頁。
- (注19) 『北欧史』331-332頁。(注20) 以上、同前337-342頁。(注21) 同前342-345頁。
- (注22) 村井誠人、村井ほか監修『北欧』1996年・新潮社・8頁。  
なお、アイスランドは、1998年現在人口約27万人、930年にアルシングとよばれる議会による共和国を建て、1262年からはノルウェー、次いでデンマークに支配されたが、1904年に自治を達成しデンマークとの連合時代を経て1944年6月、共和国として独立した(『エンカルタ百科事典2001』)
- (注23) 本節は、松崎巖執筆・梅根悟監修・世界教育史研究会編集・1976年講談社発行『世界教育史大系14 北欧教育史』「序章 古代・中世・北欧人の生活と教育」の第2節「中世北欧の教育」28-49頁の要約による。  
なお、堅信礼、告解confessionionに関して、『エンカルタ百科事典 2001』では次のように説明されている。  
「堅信Confirmationは……洗礼によって神の子となった者を聖霊降臨の神秘にあずからせ、かつ成長させ、教会共同体の成熟した一員とする。……ルター派教会……などでは……およそ14~16歳ごろに教会の正式な一員になるための式としてとりおこなわれる」。  
「Confessionionは……キリスト教の秘跡のひとつで、洗礼後におかした罪を司祭に告白し、ゆるしをうけること。……プロテスタントのルター派教会では、大勢の信徒の前で公開の告白がおこなわれるが、私的な体験による信仰告白の性格が強く、ゆるしや秘跡としての特性はない。……告白は信仰の表明とされている」。
- (注24) 本節は基本的に松崎・前掲書第4章「ノルウェーの教育」第1節「宗教改革とノルウェー教育」349-358頁の要約。
- (注25) 『北欧史』①131-132頁、②133頁、③135頁。

- (注26) 敬虔主義について『エンカルタ百科事典』の「プロテスタンティズム」の項の下記説明を参照。  
「敬虔主義 1670年代にはドイツで敬虔（けいけん）主義とよばれる運動が起こり、知識を偏重した正統派に対抗した。ドイツ人牧師フィリップ・シュペーナーの指導のもと、信者は少人数で個人の家につどい、聖書をまなび祈りをささげた。敬虔主義は個人の回心を重視し、神学的にただしい命題をうけいれるのではなく、素朴で積極的かつ敬虔な信仰を尊重した。この一派は、ドイツをはじめ北欧諸国とアメリカにもひろまった。」
- (注27) 教師が3、4ヶ月毎に教区内の分教区又は集落に移動しその地域の児童を集めてその期間継続的に教えるものである。
- (注28) 本節の以上まで、松崎『北欧史』「啓蒙主義時代のノルウェー教育」358-363頁の要約。  
なお、オスロ大学Oslo universitetetが発足するのは、前記のように1813年でのことあり、ノルウェー人の民族意識が高揚して大学を新設する運動が起こり、財源難を口実にするデンマーク政府の消極性を克服して設立にこぎつけたものである。
- (注29) ノルウェー中央統計局statistisk sentralbyråの調査によれば、1969年6月13日の法律に基づいて2002年度政府補助金交付を受けた、ノルウェー国教会以外の登録及び非登録の宗教・イデオロギー団体構成員は総数30万4492人である（資料源：2003. 11. 24, <http://www.ssb.no/english/year-book/tab/t-070210-283.html>, Religious and philosophical communities outside the Church of Norway)。また詳細は不明であるが「ルーテル福音派キリスト教（約88%）」、「福音ルーター派（国教）86%」などと紹介されている。[http://joho.nta.co.jp/country\\_info.asp?countryID=309](http://joho.nta.co.jp/country_info.asp?countryID=309) (2003. 11. 25)、<http://homepage1.nifty.com/ptolemy/nations/europe/norway.htm> (年月日同前)
- (注30) *Education and the Scandinavian Welfare State in the Year 2000—Equality, Policy and Reform*, edited by Arild Tjeldvoll, GARLAND PUBLISHING, INC. NEW YORK AND LONDON, 1998, Part I: The Scandinavian Setting, Chapter 2 (pp. 22-56), Jon Lauglo, *Populism and Education in Norway*.  
ここでロウグロは、はじめに「北アメリカにおけるポピュリストは例外である」とした上で、「ポピュリズムの概念」the concept of populismについて、次のように述べている。  
「消極的には、populismは、——普通の人々の文化的、経済的及び政治的価値と信念の名において——エリートに対する一つの反対行動reactionである。『積極的』には、populismは普通の人々を力づけようとする直接的で地域的な民主主義を表す。」(p. 26. 原文で「積極的」にだけダブル・クォーテーション。)  
日本で「ポピュリズム」と言うと「大衆迎合主義」のような否定的意味が強く伝わる懸念もあるが、本稿では、ロウグロが上に言う「反エリート主義的かつ直接的な地域的民主主義」という意味を強く念頭に置いた上で「ポピュリズム」の語を用いる。
- (注31) ノルウェー大使館による邦訳。直訳では「左」。
- (注32) チャーティストの影響を受けたMarcus Thrane (1817-90) は1848年「労働者協会」の組織化を開始し、3万人の署名を集めてノルウェーの民主化を連合王国の国王オスカル1世に要求したが実質7年の禁固刑に処された。『北欧史』209頁等、参照。

——2003年11月30日——

キーワード：草の根民主主義 教育の平等主義 国民的独立 福音ルーテル主義キリスト教 北欧

Keywords : grass-roots democracy, egalitarianism of education, national independence, evangelical Lutheran Christian, Nordic